

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年4月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 16名にしてその氏名は次のとおり  
1番 沼部 清伸      2番 高橋 誠一      3番 高橋 善一  
4番 舩山 利美      5番 安達 芳紀      6番 小野 博  
7番 遠藤 敬一      8番 佐藤 一志      9番 浅野 厚司  
10番 高橋 隆      11番 錦郡 昌之      12番 島崎 栄一  
13番 大河原 清      14番 大武 伸彦      15番 峠田 一徳  
16番 本間 仁一
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
17番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 小関 宏司  
同 上 事務局長補佐 大坂 登啓  
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第10号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第17号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
日程第7 議第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第8 議第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第9 議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第10 議第21号 非農地証明願に対する可否について  
日程第11 議第22号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

6. 会議の要領  
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時00分）

平成29年4月18日南農委告示第4号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は16名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、17番黒澤ちよ子委員の1名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

13番大河原清委員、14番大武伸彦委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 13番 大河原 清 委員  
14番 大武 伸彦 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第10号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第10号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成29年3月31日付け農第815号で南陽市長から本委員会に対し3月31日付けで3件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第10号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5報第11号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました報第11号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が4件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 7,619 m<sup>2</sup>を促進法から農地法に切り替えるため合意解約するものです。

　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 合計 848 m<sup>2</sup>を賃借人の労力不足のため合意解約するものです。

　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,140 m<sup>2</sup> 畑 2,767.91 m<sup>2</sup> 合計 3,907.91 m<sup>2</sup>を賃借人の労力不足のため合意解約するものです。

　4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 247 m<sup>2</sup>を第三者へ所有権移転するため合意解約するものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第11号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第6議第17号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました議第17号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が3件ありましたので、提案するものであります。

　農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、平成21年1月26日に4条で転用許可になりました件の事業変更になります。

当初では、■■■■がアパートの駐車場として利用するための転用計画でしたが、思ったより需要がなく事業を保留していました。この度、共同住宅を建築する事業に変更したいため、事業計画変更の申し出があったものです。

2番につきましては、平成8年3月21日に転用許可になりました件の事業変更になります。

当初では、■■■■から■■■■に所有権移転のうえ、倉庫用地として利用するための転用計画でしたが、事業縮小により事業を保留していました。この度、■■■■がアパート入居者の駐車場を整備する事業に変更したいため、事業計画変更の申し出があったものです。

3番につきましては、平成7年11月27日に転用許可になりました件の事業変更になります。

当初では、■■■■から■■■■に所有権移転のうえ、宅地分譲として利用するための転用計画でしたが、買収予定の併用地が購入できなかったため事業を保留していました。この度、■■■■が店舗を建築する事業に変更したいため、事業計画変更の申し出があったものです。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

この案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長）

……………全員挙手……………

全員と認めます。

よって本案件は変更申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第7議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により本委員会に24件の許可申請があったのでご提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 田合計1,904㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑247㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 田 合計2,976㎡について、新規の10年で12月10日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 畑 3,500㎡について、新規の10年で12月25日支払金納となっております。

5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計9,622㎡を新規の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 276㎡ 畑 544 合計820㎡を新規の1年契約で、11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計 8,526㎡を新規の10年契約で、12月10日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計11,199㎡を新規の5年契約で、11月30日支払、物納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 7,616㎡を新規の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計1,833㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 1,641㎡ を新規の5年契約で、11月30日支払、金納となっております。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計4,362㎡を新規の6年契約での10月31日支払、金納となっております。

13番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 340 m<sup>2</sup>を新規の10年契約での11月30日支払、金納となっております。

14番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計194 m<sup>2</sup> を新規の10年契約での11月30日支払、金納  
となっております。

15番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 1,117 m<sup>2</sup> を新規の10年契約での11月30日支払、金納となっております。

16番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計5,369 m<sup>2</sup> を新規の10年契約での11月30日支払、金納となっております。

17番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計6,146 m<sup>2</sup> を年金受給のため賃借権移転するものです。

18番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計1,365 m<sup>2</sup> を年金受給のため賃借権移転するものです。

19番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 29,362 m<sup>2</sup> 畑 6,836 m<sup>2</sup> 合計36,198 m<sup>2</sup>の20年契約です。

20番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計1,475 m<sup>2</sup> の5年契約です。

21番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,322 m<sup>2</sup> の5年契約です。

22番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 165 m<sup>2</sup> の5年契約です。

23番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計1,052 m<sup>2</sup> の5年契約です。

24番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計2,263 m<sup>2</sup> の5年契約です。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

初めに議第18号1番、4番、16番の現地調査について3番高橋善一委員より報告をお願いいたします。

3番  
（高橋善一委員）

すべてが耕作され、周辺農地への影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長）

次に2番、17番の内砂塚分、18番の現地調査について12番島崎栄一委員より報告をお願いいたします。

12番  
（島崎栄一委員）

周辺農地への影響もないことを確認してきました。

- 議長（沼部会長） 次に3番、7番、9番、17番の内梨郷分の現地調査について11番錦郡昌之委員より報告をお願いいたします。
- 11番（錦郡昌之委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に5番、6番、10番、15番の現地調査について私の担当地区です。報告いたします。
- 1番（沼部清伸委員） 5番、10番、15番は耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。6番は作付されておりませんが、草刈り等の管理がなされておりました。
- 議長（沼部会長） 次に8番、13番、14番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。
- 14番（大武伸彦委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に11番の現地調査について13番大河原清委員より報告をお願いいたします。
- 13番（大河原清委員） 周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に12番の現地調査について8番佐藤一志委員より報告をお願いいたします。
- 8番（佐藤一志委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。
- 議長（沼部会長） ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
この案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………

議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。  
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第8議第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■より、▲▲字▲▲ 田 157㎡に車庫及び出入り口用地として利用するために、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断で記転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■より、▲▲字▲▲ 田 62㎡に共同住宅を建築するために、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長） ここで現地確認について15番峠田一徳委員より報告願います。

15番（峠田一徳委員） 4月18日に本間仁一委員と私と、大坂補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。  
4条1番の案件については、すでに車庫が建築されておりました。  
20年以上が経過していないため、非農地証明ではなく農地法4条の申請がだされたとのこと。  
農地転用の許可要件を満たすことは確認され、申請者からの始末書提出も確認したことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） その他の案件は、申請どおりであったことをご報告申し上げます。  
お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ……異議なしの声……  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

……なしの声……

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………挙手多数……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが多数と認めます。  
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し11件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が■■■■に▲▲字▲▲ 田 341㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第2種農地と判断できますが、代替地がなく、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 473㎡、畑 101㎡ 合計 574㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
3番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 合計 1,300㎡を所有権移転し、宅地分譲として利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地であり転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
4番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 合計 297㎡に共同住宅を建築するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
5番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 合計 141㎡ を所有権移転し、水路を造成するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

6番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 514㎡に水路整備用地として活用するため、申請があったものです。

当該地は、農地用地内農地であります。一時転用のため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

7番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 合計 582㎡に水路整備用地として活用するため、申請があったものです。

当該地は、農地用地内農地であります。一時転用のため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

8番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 812㎡に水路整備用地として活用するため、申請があったものです。

当該地は、農地用地内農地であります。一時転用のため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

9番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 967㎡に水路整備用地として活用するため、申請があったものです。

大坂事務局長補佐

当該地は、農地用地内農地であります。一時転用のため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

10番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 851㎡に水路整備用地として活用するため、申請があったものです。

当該地は、農地用地内農地であります。一時転用のため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

11番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 合計 863.32㎡を賃貸借を設定しに店舗を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について16番本間仁一委員より報告願います。

16番  
（本間仁一委員）

4月18日に峠田一徳委員と私と、大坂補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。全ての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

7番  
（遠藤敬一委員）

暫時、休憩をお願いします。

議長（沼部会長）

それでは暫時休憩します。（ときに午後2時36分）

- 議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午後2時45分）
- 議長（沼部会長） 他に本案件について、質疑意見はありませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第10議第21号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第21号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し3件ありましたので提案するものであります。  
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 畑 合計372㎡ が、昭和18年より宅地として利用し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 2番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 畑 99㎡ が、平成2年より作業所兼物置を建築し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 3番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 田212㎡ 畑59㎡ 合計271㎡ が、昭和42年より物置を建築し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について15番峠田一徳委員より報告願います。

15番 (峠田一徳委員) 4月18日に私と、本間仁一委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長 (沼部会長) お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長 (沼部会長) ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長 (沼部会長) ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ………全員挙手………  
全員と認めます。  
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長 (沼部会長) 次に日程第11議第22号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第22号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成29年4月11日付け農第51号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、6件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。  
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 (沼部会長) ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

賃借権の設定6件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計13,343㎡を新規の10年契約で、物納となっております。

2番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計8,952㎡を再設定の10年契約で、物納となっております。

3番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計12,135㎡を再設定の5年契約で、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 合計429㎡を再設定の10年契約で、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 2,241㎡を新規の15年契約で、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 10,298㎡を再設定の10年契約で、金納となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

議長（沼部会長）

……………全員挙手……………

決定することが全員と認めます。

よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成29年4月18日付け南農委告示第4号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時55分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、議

長は会議録署名委員と共に記名押印する。

平成29年4月25日

南陽市農業委員会会長 \_\_\_\_\_ 印

会議録署名委員 13番 \_\_\_\_\_ 印

会議録署名委員 14番 \_\_\_\_\_ 印